

○神奈川県警察表彰取扱要領の制定について

(昭和 51 年 2 月 1 日例規／神監発第 16 号)

改正

| | |
|---|---|
| 昭和 60 年 3 月 11 日例規第 10 号神教発第 79 号 | 昭和 61 年 1 月 27 日例規第 3 号神監発第 30 号 |
| 昭和 61 年 2 月 10 日例規第 9 号神教発第 67 号神監発第 73 号 | 平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号 |
| 平成 5 年 10 月 27 日例規第 47 号神教発第 1103 号神務発第 1426 号神学発第 673 号 | 平成 6 年 3 月 30 日例規第 14 号神企発第 163 号横企発第 19 号川企発第 18 号 |
| 平成 12 年 8 月 30 日例規第 32 号神総発第 275 号神務発第 1492 号神生総発第 642 号神刑総発第 449 号神交総発第 647 号神公一発第 334 号 | 平成 15 年 3 月 19 日例規第 20 号神監発第 367 号 |
| 平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号 | 平成 17 年 5 月 10 日例規第 25 号神監発第 596 号 |
| 平成 17 年 7 月 12 日例規第 41 号神教発第 956 号 | 平成 18 年 6 月 23 日例規第 43 号神教発第 872 号 |
| 平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号 | 平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号 |
| 平成 24 年 11 月 26 日例規第 47 号神監発第 1129 号 | 平成 26 年 1 月 6 日例規第 1 号神務発第 12 号 |
| 平成 29 年 3 月 31 日例規第 16 号神務発第 470 号 | 平成 29 年 9 月 5 日例規第 34 号神監発第 556 号 |
| 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号 | 令和元年 6 月 28 日例規第 23 号神監発第 377 号 |
| 令和 2 年 3 月 31 日例規第 18 号神務発第 423 号 | 令和 3 年 2 月 18 日例規第 9 号神監発第 113 号 |

各所属長あて 本部長

神奈川県警察の行う表彰は、警察表彰規則(昭和 29 年国家公安委員会規則第 14 号)に基づき、神奈川県警察表彰取扱規程(昭和 30 年神奈川県警察本部訓令第 10 号)及び関係通達により行ってきたところであるが、制定以来数次にわたる部分的改正と数多くの通達が出され表彰事務が複雑になっていることから、このたび、表彰制度の合理化と関係通達の整理統合を図るため、規程を全面改正するとともに要領を新たに制定し、昭和 51 年 2 月 1 日から施行することとしたから運用上誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は、廃止する。

- (1) 神奈川県警察表彰取扱規程の制定について(昭和 30 年 4 月 16 日付 30 神務発第 169 号)
- (2) 自動車運転専従職員表彰要綱の制定について(昭和 30 年 5 月 31 日付 30 神務発第 238 号)

(3) 神奈川県警察優良警察職員表彰要綱の制定について(昭和31年1月10日付 31神務発第9号、31神監発第6号)

(4) 留置場看守勤務者並びに押送勤務者表彰要綱の制定について(昭和32年3月5日付 32神捜三発第54号、32神務発第90号、32神監発第26号)

(5) 無線自動車警ら勤務員並びに交通機動巡ら員表彰要綱の制定について(昭和32年3月15日付 32神務発第105号、32神監発第28号、32神ら発第64号、32神交発第157号)

(6) 総合監察における優良警察職員の表彰について(昭和40年9月30日付 神監発第200号)

記

附 則

- 1 この要領は、昭和51年2月1日から施行する。
- 2 この要領制定前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この要領の定めにかかわらず当分の間使用することができる。

附 則(昭和60年3月11日例規第10号神教発第79号)

附 則(昭和61年1月27日例規第3号神監発第30号)

附 則(昭和61年2月10日例規第9号神教発第67号神監発第73号)

附 則(平成4年3月17日例規第24号神務発第340号)

附 則(平成5年10月27日例規第47号神教発第1103号神務発第1426号神学発第673号)

附 則(平成6年3月30日例規第14号神企発第163号横企発第19号川企発第18号)

附 則(平成12年8月30日例規第32号神総発第275号神務発第1492号神生総発第642号神刑総発第449号神交総発第647号神公一発第334号)

附 則(平成15年3月19日例規第20号神監発第367号)

附 則(平成17年3月29日例規第16号神務発第622号)

附 則(平成17年5月10日例規第25号神監発第596号)

- 附 則(平成 17 年 7 月 12 日例規第 41 号神教発第 956 号)
- 附 則(平成 18 年 6 月 23 日例規第 43 号神教発第 872 号)
- 附 則(平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号)
- 附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)
- 附 則(平成 24 年 11 月 26 日例規第 47 号神監発第 1129 号)
- 附 則(平成 26 年 1 月 6 日例規第 1 号神務発第 12 号)
- 附 則(平成 29 年 3 月 31 日例規第 16 号神務発第 470 号)
- 附 則(平成 29 年 9 月 5 日例規第 34 号神監発第 556 号)
- 附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)
- 附 則(令和元年 6 月 28 日例規第 23 号神監発第 377 号)
- 附 則(令和 2 年 3 月 31 日例規第 18 号神務発第 423 号)
- 附 則(令和 3 年 2 月 18 日例規第 9 号神監発第 113 号)

○神奈川県警察表彰取扱要領(別添)

(昭和 51 年 2 月 1 日例規／神監発第 16 号)

改正

| | |
|---|---|
| 昭和 60 年 3 月 11 日例規第 10 号神教発第 79 号 | 昭和 61 年 1 月 27 日例規第 3 号神監発第 30 号 |
| 昭和 61 年 2 月 10 日例規第 9 号神教発第 67 号神監発第 73 号 | 平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号 |
| 平成 5 年 10 月 27 日例規第 47 号神教発第 1103 号神務発第 1426 号神学発第 673 号 | 平成 6 年 3 月 30 日例規第 14 号神企発第 163 号横企発第 19 号川企発第 18 号 |
| 平成 12 年 8 月 30 日例規第 32 号神総発第 275 号神務発第 1492 号神生総発第 642 号神刑総発第 449 号神交総発第 647 号神公一発第 334 号 | 平成 15 年 3 月 19 日例規第 20 号神監発第 367 号 |
| 平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号 | 平成 17 年 5 月 10 日例規第 25 号神監発第 596 号 |
| 平成 17 年 7 月 12 日例規第 41 号神教発第 956 号 | 平成 18 年 6 月 23 日例規第 43 号神教発第 872 号 |
| 平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号 | 平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号 |
| 平成 24 年 11 月 26 日例規第 47 号神監発第 1129 号 | 平成 29 年 1 月 6 日例規第 1 号神務発第 12 号 |
| 平成 29 年 3 月 31 日例規第 16 号神務発第 470 号 | 平成 29 年 9 月 5 日例規第 34 号神監発第 556 号 |
| 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号 | 令和元年 6 月 28 日例規第 23 号神監発第 377 号 |
| 令和 2 年 3 月 31 日例規第 18 号神務発第 423 号 | 令和 3 年 2 月 18 日例規第 9 号神監発第 113 号 |

第 1 趣旨

この要領は、神奈川県警察表彰取扱規程(昭和 51 年神奈川県警察本部訓令第 2 号。以下「規程」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 功勞事案の評価及び表彰基準

- 1 規程第 2 条第 1 号にいう「非常勤職員」とは、神奈川県警察会計年度任用職員の採用等に関する規程(昭和 61 年神奈川県警察本部訓令第 10 号)第 4 条第 1 項に規定する業務を行う者をいい、非常勤職員の表彰の範囲は、規程第 4 条第 6 号を除き他の職員と同様とする。
- 2 規程第 2 条第 2 号にいう「警察本部長が特に認めたもの」とは、神奈川県警察警備実施規程(昭和 55 年神奈川県警察本部訓令第 9 号)に定める警備本部、神奈川県警察捜査本部運営規程(平成 2 年神奈川県警察本部訓令第 23 号)に定める特別捜査本部等をいう。

- 3 功勞事案の評価は、この要領で特に定めるもののほか、表彰審査基準表(別表第1)の総合点数によるものとし、本部長賞(規程第3条第1項に規定する表彰をいう。以下同じ。)及び規程第8条に規定する部長賞等(以下「部長賞等」という。)の表彰の基準は、次の区分による。

| 表彰の種別 | | 総合点数 | |
|-------|-----|------|-------|
| 本部長賞 | 賞詞 | 81以上 | |
| | 賞状 | 同上 | |
| | 賞誉 | 1級 | 71～80 |
| | | 2級 | 61～70 |
| | 感謝状 | 61以上 | |
| 部長賞等 | | 51以上 | |

- 4 3の本部長賞及び部長賞等の審査は、第1号様式から第5号様式によつて行う。
- 5 規程第3条第1項以外の警察本部長(以下「本部長」という。)が行う表彰の取扱いは、次により行うものとする。
- (1) 本部長は、警察部内各種大会等の表彰をする場合は、規程第3条第1項第1号から第4号までに規定する表彰の名称以外の「表彰状」、「賞」等の名称をもつて行うものとする。
 - (2) 「表彰状」は第6号様式を、「賞」は第7号様式を用いるものとする。
 - (3) 本部長と部外協力団体との連名表彰を行う場合は、別に要領等を定めて実施するものとする。
 なお、現に要領等を定めて運用しているものについては、この規定により定めたものとみなす。
- 6 表彰の適正かつ公平な評価審査を行うため、警察本部に表彰審査会を置き、次により運営する。
- (1) 表彰審査会は、審査会長及び審査員をもつて構成し、審査会長は警務部監察官室長(以下「監察官室長」という。)を、審査員は次に掲げる職にある者をもつて充てる。
 - ア 警務部監察官
 - イ 横浜市警察部副部長
 - ウ 川崎市警察部副部長
 - エ 相模原市警察部副部長
 - オ 相模方面本部副本部長
 - (2) 表彰審査会は、本部長賞のうち、部署又は部署の課、係等に対して行う表彰及びこれに付随する職員に対する表彰について審査するものとする。ただし、審査することにより表彰の時期を失することになる場合には、審査を省略することができる。
 - (3) 審査会長は、必要と認める都度審査委員会を招集し、その議事を主宰する。

- (4) 審査会長は、必要と認めるときは、審査員以外の者に表彰審査会への出席を求めることができる。
- (5) 審査会長に事故があるときは、審査会長が指名する警務部監察官が審査会長の職務を代理する。
- (6) 表彰審査会の庶務は、警務部監察官室(以下「監察官室」という。)において処理する。

第3 表彰の上申

規程第12条による表彰の上申は、この要領で特別に定める場合のほか、所属長が第7号様式の2から第12号様式までの様式により本部長(原則として、警察署長以外の所属長にあつては監察官室長経由、警察署長にあつては上申事案を主管する警察本部の課長経由)に行うものとし、功労又は業績の内容は、簡潔に記載するほか、次の点に留意するものとする。

なお、年間業績、業務改善、諸対策等の功労及び部外者の協力功労など様式によりがたいものは、様式にとらわれることなく功労内容を簡潔に取りまとめて上申するものとする。

- (1) 功労の程度を評価する基準となる事項を備えるほか、事案の重要度及び結果、その過程における精神的労苦(事案解決の要求度、生命、身体に対する危険の認識度、創意工夫等)、肉体的労苦(死傷、努力、地理的条件、期間、天候、寒暑等)その他付帯的要件を具体的に記載すること。
- (2) 同一事案に対する功労者が2人以上あるときは、主たる功労者を基準に評価することとし、表彰の基準に至らない者については、上申を差し控えること。
- (3) 検挙功労事案については、原則として当該事件を処理した後速やかに上申すること。ただし、凶悪犯罪等社会的反響の大きい重要特異事件の犯人を検挙したときは、当該事件の処理を待つことなく速やかに上申すること。
- (4) 関係資料として、新聞切り抜き、現場写真等を努めて添付すること。この場合、添付資料によつて功労事案の詳細を説明する場合でも「功労又は業績の内容」の項目を省略しないこと。ただし、簡略にすることは差し支えない。

第4 本部長賞の取扱い

1 優秀警察職員表彰

規程第4条第6号に規定する勤務成績優秀警察職員の表彰取扱いは、次によるものとする。

(1) 選考基準

職員として人格、識見ともに優れ、勤務成績が特に優秀であり、警察運営上著しい功労のあつた者で次に該当する者

ア 職員として20年以上勤務した者

イ 表彰前2年以内に懲戒処分又は訓戒(以下「懲戒処分等」という。)を受けたことのない者

ウ かつて本部長から、今回受けようとする表彰と同等の表彰を受けたことのない者

エ 現に休職中、停職中又は休業中(部分休業を除く。以下同じ。)でない者

(2) 表彰人員

毎年該当職員の人員に応じて決定する。

(3) 表彰の時期

毎年原則として2月に実施する。

(4) 選考の方法

本部の部長は、部の所管する業務に従事する職員について、別に指定する人員(市警察部、相模方面本部、サイバーセキュリティ対策本部及び警察学校については、警務部の人員に含める。)を選考の上、本部長の指示する上申期日までに第13号様式により、本部長(監察官室長経由)に上申すること。

(5) 勤続期間の算定

勤続期間の算定は、次による。

ア (1)の勤続期間の算定は、職員として採用された日の属する月から起算して、表彰日の属する月までの間を月数をもって計算する。

イ 勤務の都合により、警察庁、管区警察局、他の都道府県警察又は警察以外の官公署(以下「他の警察機関等」という。)に出向し、再び職員となった場合は、当該出向の期間を通算する。

ウ 他の警察機関等に勤務した者が本県警察に出向し、又は官公署の事務移管により職員として採用され5年を経過した場合は、当該職員の他の警察機関等における勤続期間を通算する。ただし、当該職員が再び他の警察機関等に戻る場合は、この限りでない。

エ 他の警察機関等に勤務した者が、私事都合により職員となった場合は、当該職員の他の警察機関等における勤続期間は、通算しない。

オ 休職(職員の分限に関する条例(昭和26年神奈川県条例第53号)第1条の2に規定する事由により休職する場合を除く。)及び停職の期間は、通算しない。

カ 月に満たない日数は、イ及びウの場合にあつては切り上げることとし、エ及びオの場合にあつては30日を1月と計算し、30日未满是切り捨てることとする。

キ 勤続期間に疑義が生じた場合は、個々に審査の上決定する。

2 永年勤続優良警察職員表彰

規程第4条第6号に規定する永年勤続優良警察職員の表彰取扱いは、次によるものとする。

(1) 受賞資格

職員として、20年以上勤続した者及び30年以上勤続した者で、職務に精励したと認められる者。ただし、次の各号に該当する者は除く。

ア 表彰日において、懲戒処分を受け当該処分の日から1年を経過しない者、懲戒審査中の者及び懲戒審査に付されることが明らかな者。ただし、本部長が特に指定した者は除く。

イ 現に休職中、停職中又は休業中の者

ウ その他表彰することが不適當な者

(2) 勤続期間の算定

(1)の勤続期間の算定は、1(5)の規定を準用する。

なお、職員が死亡した場合は、その日の属する月をもつて算定の終期とする。

(3) 表彰の時期

毎年原則として2月に実施する。

(4) 上申の手續

ア 所属長は、(1)及び(2)により所属職員について調査し、本部長の指示する上申期日までに第14号様式により本部長(監察官室長経由)に上申すること。

イ 所属長は、(1)に該当する所属職員が表彰前に死亡した場合は、速やかに本部長(監察官室長経由)に報告するものとし、上申については、その都度個々に審査の上決定する。

ウ 該当者の調査に当たっては、身上記録のみに頼ることなく、直接本人に聴くほか、疎明資料を提出させるなどして、その正確を期すること。

3 退職者表彰

規程第4条第6号の規定による永年勤続優良に該当し、定年、勸奨又は一身上の理由により退職する者のうち、在職中警察の業務に貢献した者に対する表彰取扱いは、次によるものとする。

(1) 警察功績章

ア 表彰の基準

勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、退職の際に別に警察庁長官又は管区警察局長から警察功績章を受けた者及び過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当でないと認められるものは除く。

(ア) 25年以上在職した職員で退職に際し、警視正(これに相当する一般職員を含む。)に昇任した者

(イ) 30年以上在職した警視又は警部(これに相当する一般職員を含む。)

(ウ) 30年以上在職した警部補(これに相当する一般職員を含む。)以下の職員で、次のいずれかに該当する者

- a 規程第4条第6号の規定により、1の優秀警察職員として表彰を受けたことのある者
- b 全国警察職員定例表彰制度要綱(平成16年4月1日警察庁乙官発第9号)に定める全国優秀警察職員表彰又は全国優良警察職員表彰を受けたことのある者
- c 関東管区警察局表彰取扱要綱(平成17年3月29日東管監第67号)に定める優秀警察職員表彰を受けたことのある者

イ 勤続期間の算定

勤続期間の算定は、1(5)の規定を準用する。この場合において、同(5)アの規定中「表彰日」とあるのは「退職する日」と読み替えるものとする。

ウ 特例

アに規定する要件に満たない職員であつても在職中特に功労があつた者その他特別の理由がある場合で必要と認めるときは、表彰することができる。

(2) 本部長賞詞

ア 表彰の基準

20年以上勤続し、勤務成績優良な者

イ 勤続期間の算定

勤続期間の算定は、1(5)の規定を準用する。この場合において、同(5)アの規定中「表彰日」とあるのは「退職する日」と読み替えるものとする。

ウ 特例

アに規定する要件に満たない職員であつても在職中特に功労があつた者その他特別の理由がある場合で必要と認めるときは、表彰することができる。

(3) 本部長賞誉

ア 表彰の基準

10年以上勤続し、勤務成績優良な者

イ 勤続期間の算定

勤続期間の算定は、1(5)の規定を準用する。この場合において、同(5)アの規定中「表彰日」とあるのは「退職する日」と読み替えるものとする。

ウ 特例

アに規定する要件に満たない職員であつても在職中特に功労があつた者その他特別の理由がある場合で必要と認めるときは、表彰することができる。

(4) 上申の手續

警務部警務課長は、退職職員のうち、受賞候補者があるときは、その都度第15号様式により本部長(監察官室長経由)に上申すること。

4 総合成績優良警察職員表彰

規程第4条第7号の規定による実務成績優良職員のうち、総合的な成績が特に優良な職員に対する表彰の取扱いは、次によるものとする。

(1) 選考基準

警察署に勤務する警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員、技術職員若しくは技能職員であつて、人格識見ともに優れ、勤務成績が特に優良で、かつ、他の模範となる者で次の各号に該当するもの

- ア 同一所属における勤続年数が1年以上の者
- イ 表彰前2年以内に懲戒処分等を受けたことのない者
- ウ かつて総合監察時の優良警察職員表彰を受けたことのない者
- エ 今回受けようとする表彰を受けたことのない者

(2) 表彰人員

警察署の実員に応じ毎年決定する。

(3) 表彰の時期

毎年巡閲の際に実施する。ただし、巡閲のない警察署にあつては11月に実施する。

(4) 選考の方法

警察署長は、あらかじめ割り当てられた人員を選考の上第16号様式により本部長(市警察部長又は方面本部長経由)に上申すること。

(5) 上申期間

巡閲実施の日の10日前までに上申すること。ただし、巡閲のない警察署にあつては、10月31日までとする。

(6) 勤続年数の算定

勤続年数の算定は、10月1日を基準とする。

5 研修成績優秀者表彰

規程第4条第7号に規定する研修成績優秀者に対する表彰取扱いは、次によるものとする。

(1) 授与対象者及び表彰の種別

次の教養課程を修了し、その成績が優秀かつ他の模範と認められる者に対しては、賞詞又は賞誉を授与する。

ア 初任科、初任補修科その他研修期間が1か月以上の学校教養にあつては、優等賞を授与された者のうち、おおむね入校者100人につき1人の割合で算出した人員

イ 管区警察学校警部補任用科及び巡查部長任用科にあつては、優等賞受賞者全員

ウ 警察大学校警部任用科及び術科指導者養成科にあつては、優等賞受賞者全員

(2) 上申の手続

初任科及び初任補修科にあつては卒業期日前に警察学校長が、管区警察学校及び警察大学校の教養にあつては卒業直後に警務部教養課長が本部長(監察官室長経由)に上申すること。

6 部外者表彰

規程第5条に規定する部外者表彰の取扱いは、次によるものとする。

(1) 人命救助については、救助者が救助に際し、身の危険を顧みず、又は臨機適切な処置を行つたと認めるものについて表彰することができる。ただし、火災現場における人命救助については、消防局(署)に通報することとし、この取扱いから除くものとする。

(2) 上申の手續

規程第5条に規定する協力を受けた所属長は、その功労が顕著であるものについては、速やかに本部長(監察官室長経由)に上申すること。

7 即賞

第7条の3に規定する即賞の方法は、本部長が対象となる職員に直接記念品を授与して行うものとする。

なお、即賞を授与した場合であっても、その功労が規程第3条第1項第2号又は第4号に規定する表彰に該当する場合は、別途上申するものとする。

第5 部長賞等の取扱い

部長賞等の取扱いは、次によるものとする。

(1) 表彰の上申は、主管部長、市警察部長、方面本部長、サイバーセキュリティ対策本部長、組織犯罪対策本部長又は運転免許本部長に行うものとする。

(2) 長期にわたって特殊業務に従事し、業務成績が優良で他の模範と認められる者に対しての表彰は、警務部長がこれを賞するものとする。

(3) 部長賞等は、第17号様式を用いるものとする。ただし、部外表彰の感謝状は、規程第3条第1項第5号に規定する感謝状(以下「本部長感謝状」という。)に準ずるものとする。

第6 警察学校長賞の取扱い

規程第9条第2項に規定する警察学校長賞(以下「学校長賞」という。)の取扱いは、次によるものとする。

(1) 表彰の上申は、警察学校長に行うものとする。

(2) 学校長賞は、第18号様式を用いるものとする。ただし、部外表彰の感謝状は、本部長感謝状に準ずるものとする。

(3) 警察学校長は、表彰の適正を期するため、表彰内規を定めること。

第7 課長賞等及び警察署長賞の取扱い

規程第10条に規定する課長賞等(以下「課長賞等」という。)及び規程第10条の2に規定する警察署長賞(以下「署長賞」という。)の取扱いは、次によるものとする。

(1) 表彰の上申は、警察本部の課、室及び部の附置機関の長(以下「課長等」という。)並びに警察署長(以下「署長」という。)に行うものとする。

(2) 課長賞等及び署長賞は、第19号様式を用いるものとする。ただし、部外表彰の感謝状は、本部長感謝状に準ずるものとする。

(3) 課長等及び署長は、表彰の適正を期するため、表彰内規を定めること。

第8 副賞

本部長賞、部長賞等、学校長賞、課長賞等及び署長賞に副賞を付与するときは、副賞額基準表(別表第2)の額によるものとする。

第9 警察本部長メダルの取扱い

1 規程第7条の2に規定する警察本部長メダルの種類は、金メダル及び銀メダルの2種類とする。この場合において、その形状及び制式は別図のとおりとし、その取扱いは次によるものとする。

1 金メダルの基準

金メダルの対象となる職員等は、次に掲げる者とする。

(1) 職員

- ア 警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。)に基づき警察庁長官又は管区警察局長から賞詞以上の表彰を受けた者
- イ 定年及び勸奨による退職に際し、本部長から賞詞以上の表彰を受けた者
- ウ その他本部長が特に賞揚することを必要と認める者

(2) 部外者

- ア 規則に基づき警察庁長官又は管区警察局長から感謝状以上の表彰を受けた者
- イ 積極的に警察に協力するなど特に功労が多大で、本部長から感謝状を受けた者及び団体
- ウ 神奈川県治安維持に尽力した功績により叙勲、褒章等を受けた者
- エ その他本部長が特に賞揚することを必要と認める者及び団体

2 銀メダルの基準

銀メダルの対象となる職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 定年及び勸奨による退職に際し、本部長から賞誉の表彰を受けた者
- (2) その他本部長が特に賞揚することを必要と認める者

3 授与の方法

本部長メダルの授与は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 書状等に添えて授与する。
- (2) 本部長メダルのみを授与する。

第10 受賞連絡

各部の庶務を担当する課長は、規則等により、警察庁、管区警察局又は他都道府県警察から表彰を受けた場合は、その都度監察官室長に連絡するものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和51年2月1日から施行する。

2 この要領制定前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この要領の定めにかかわらず当分の間使用することができる。

附 則(昭和 60 年 3 月 11 日例規第 10 号神教発第 79 号)

附 則(昭和 61 年 1 月 27 日例規第 3 号神監発第 30 号)

附 則(昭和 61 年 2 月 10 日例規第 9 号神教発第 67 号神監発第 73 号)

附 則(平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号)

附 則(平成 5 年 10 月 27 日例規第 47 号神教発第 1103 号神務発第 1426 号神学発第 673 号)

附 則(平成 6 年 3 月 30 日例規第 14 号神企発第 163 号横企発第 19 号川企発第 18 号)

附 則(平成 12 年 8 月 30 日例規第 32 号神総発第 275 号神務発第 1492 号神生総発第 642 号神刑総発第 449 号神交総発第 647 号神公一発第 334 号)

附 則(平成 15 年 3 月 19 日例規第 20 号神監発第 367 号)

附 則(平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号)

附 則(平成 17 年 5 月 10 日例規第 25 号神監発第 596 号)

附 則(平成 17 年 7 月 12 日例規第 41 号神教発第 956 号)

附 則(平成 18 年 6 月 23 日例規第 43 号神教発第 872 号)

附 則(平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 24 年 11 月 26 日例規第 47 号神監発第 1129 号)

附 則(平成 29 年 1 月 6 日例規第 1 号神務発第 12 号)

附 則(平成 29 年 3 月 31 日例規第 16 号神務発第 470 号)

附 則(平成 29 年 9 月 5 日例規第 34 号神監発第 556 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)

附 則(令和元年 6 月 28 日例規第 23 号神監発第 377 号)

附 則(令和 2 年 3 月 31 日例規第 18 号神務発第 423 号)

附 則(令和 3 年 2 月 18 日例規第 9 号神監発第 113 号)

別表第 1(第 2 関係)

表彰審査基準表

| 種別 | 審査項目 | | 評定程度 | 基準点数 | 内容 | |
|------|-----------|----------|------|------|--|--|
| 事件検挙 | 財産罪 | | A | 10 | 被害額 5,000 万円以上のもの | |
| | | | B | 9 | 被害額 1,000 万円以上のもの | |
| | | | C | 8 | 被害額 100 万円以上のもの | |
| | | | D | 7 | 被害額 10 万円以上のもの | |
| | | | E | 5 | 被害額 10 万円未満のもの | |
| | 罪質及び被害の程度 | 財産罪以外の犯罪 | A | 10 | ア 法定刑が死刑又は無期若しくは 10 年以上の懲役若しくは禁こに当たる罪(加減刑によるものを含む。以下同じ。) イ 被害者を死に至らしめたもの、又は心身に著しい障害がある状態に至らしめたもの ウ 集団組織による重要異例な犯罪又は特に残忍凶悪な犯罪 エ 重要異例な知能犯又は特別法犯 オ 社会の注目をひいた特異な事犯 | |
| | | | B | 9 | ア 被害者に重傷を与えたもの イ 単独又は共犯による重要犯罪又は犯行手段が特に残忍な凶悪犯罪 ウ 重要特異な知能犯又は特別法犯で余罪があるもの エ 特異な事犯で捜査に困難を極めたもの | |
| | | | C | 8 | ア 被害者に 3 週間以上の傷害を与えたもの イ 累積事案 50 件以上の旅行的犯罪 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | |
|---|---------------|---------------|---|---|
| | | | | ウ 特異な知能犯又は特別法犯で余罪のあるもの |
| | | D | 7 | ア 被害者に傷害を与えたもの イ 前科があり、余罪 10 件以上を有するもの |
| | | E | 5 | 刑法犯又は特別法犯で起訴確実と認められるもの |
| | 捜査の端緒 | A | 18 ～ 20 | ア 自己の生命又は身体の危険を顧みず、積極的熱意により職務質問、張り込み、聞き込み等綿密な基礎捜査により第 1 次的端緒をつかんだもの イ 指紋記録等の鑑識基礎資料又は犯罪手口原紙、被害通報票、刑事日報等の組織資料を高度に活用して端緒をつかんだもの |
| B | | | | 15 ～ 17 |
| | | C | 11 ～ 14 | |
| D | | 6 ～ 10 | 告訴、告発、投書、風評、新聞記事等により概括的な端緒をつかんだが確認までに相当苦労したもの | |
| E | | 5 | 概括的な端緒で確認的でなかつたが速やかに報告した結果、その後の捜査により犯人が容易に検挙されたもの | |
| | | 捜査の経緯(功 労) | A | 18 ～ 20 |
| B | 15 ～ 17 | | | |
| | | | C | 11 ～ 14 |

| | | | |
|--|--|-----------------------------------|--|
| 逮捕の状況 | D | 6 | 積極的な熱意により張り込み等の捜査を行った結果、重要と認められる犯罪事件の罪証を明らかにし検挙したもの |
| | | 10 | |
| | E | 5 | 周密な捜査により、又は被疑者、共犯者等の取調べによつて事件の罪証を明らかにし検挙したもの |
| | A | 18 ～ 20 | ア 重傷を負いながらよく敢闘して逮捕し、又は逮捕を容易にしたもの |
| | | | イ 凶器を所持しているなど相当危険な状況下でありながら身をていして敢闘の末逮捕したもの |
| | | | ウ 重要犯人又は凶悪犯人のため、特別の創意工夫をこらし逮捕したもの |
| | B | 15 ～ 17 | ア 自己の生命又は身体を危険にさらして敢闘の末逮捕したもの |
| | | | イ 負傷に屈することなく追跡格闘して逮捕したもの |
| | | | ウ 凶器その他による抵抗を受けながらも屈することなく敢闘して逮捕したもの |
| | C | 11 ～ 14 | ア 激しい抵抗を受けながらもこれを制圧して逮捕したもの |
| イ 明らかに抵抗すると予想された犯人と知りつつ屈することなく追跡格闘の末逮捕したもの | | | |
| ウ 特殊な身分、地位を有する犯人を創意工夫による適切な方法で逮捕したもの | | | |
| D | 6 | ア 格闘又は追跡する等精神的又は肉体的にも相当苦勞して逮捕したもの | |
| | 10 | イ 悪質な犯人を逮捕したもの | |
| E | 5 | 相当な苦心と努力により犯人を逮捕したもの | |
| 現行犯逮捕 | 現行犯人逮捕の場合は(捜査の端緒・捜査の経緯・逮捕の状況}を採点から除く。) | 35 ～ 70 | ア 現行犯人(準現行犯を含む。)を自ら又は届出を受けて発見し、凶器その他による抵抗を受け負傷しながらも屈することなく格闘の末逮捕したもの |
| イ 現行犯人を相当危険な状況下でありながら身をていして敢闘の末逮捕したもの | | | |
| ウ 現行犯人の激しい抵抗を受けながらもこれを制圧して逮捕したもの | | | |
| エ 現行犯人を追跡格闘して逮捕したもの | | | |
| オ 現行犯人が明らかに抵抗してくると知りつつ屈することなく追跡逮捕したもの | | | |
| カ 現行犯人を機敏な動作と創意により逮捕したもの | | | |
| 職務(捜査の端緒・捜 | | 35 | ア 積極的な勤務活動により不審者を発見し、職務 |

| | | | | |
|--------|---|---|---------------|---|
| | 質問 査の経緯・逮捕 によ の状況} を除 る逮 く。)) 捕 | | ～ 70 | 質問により犯人を逮捕したもの イ 指名手配による人相、着衣、犯行の手口等を記憶しており職務質問により犯人を見破り逮捕したもの ウ 深夜、明け方等の不利な条件を克服して職務質問により犯人を逮捕したもの |
| | 被害回復 | A | 10 | ア 各種犯罪による被害金品の回復が 100%のもの イ 同一犯罪の余罪 2 件以上の被害回復が 80%以上のもの |
| | | B | 8 | ア 被害金品の回復が 70%以上のもの イ 同一犯罪の余罪 2 件以上の被害回復が 50%以上のもの |
| | | C | 7 | 被害回復が 50%以上のもの |
| | | D | 5 | 被害回復が 30%以上のもの |
| | (捜査の端緒・捜 鑑識 査の経緯・逮捕 活動 の状況} を除 く。) | | 35 ～ 70 | ア 積極的な熱意と努力により、指紋記録等の鑑識基礎資料又は犯罪手口原紙、被害通報票、刑事日報等の組織資料を活用して犯人の割り出し等に特別の苦心と功労があつたと認められるもの、又は指名手配を行つた以後において手配の罪名若しくは他の犯罪により内外の捜査機関、常人等により被疑者が逮捕され、その指名手配が正当適切なものであることが判明した場合で、手配までに相当の労苦があつたと認められるもの イ 鑑識資料の活用により、他県等で発生した犯罪の被疑者を割り出し、又は割り出し等に協力し、指名手配を行うまでの重要な資料を提供して犯人検挙に至らしめ、事案の解決に貢献したもの |
| 人命救助活動 | 人命救助 | A | 61 ～ 70 | ア 自己の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況下において、積極果敢な行動により人命を救助したもの イ 相当自己の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況下において、適切機敏な処置により人命を救助したもの |
| | | B | 30 ～ 60 | 自己の生命又は身体に及ぶ危険は少なかつたが適切機敏な処置により人命を救助したもの |
| 災害警備活動 | 災害警備 | A | 61 ～ 70 | ア 多数の死傷者を伴つた災害等において、自己の生命又は身体の危険又は相当の精神的若しくは肉体的苦勞をも顧みず、応急対策活動を積極的に実施し、その功勞が顕著で賞賛に価するもの |

| | | | | |
|-------------------|---------|----|--------------------------------|---|
| | | | | <p>イ 災害等において、自己の生命又は身体の危険を顧みず果敢な行動と適切な処置により被害を最小限度にとどめるなど特段の功労があり賞賛に価するもの</p> <p>ウ 死傷者、避難者、物的損壊等を伴う災害等において、応急対策活動を適切機敏に行い、任務を全うしたもの</p> |
| | | B | 30 ～ 60 | <p>ア 災害等を早期に発見し、迅速的確な措置により事故を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめたもの</p> <p>イ 災害等事故現場において警戒に当たり、その行動が積極果敢で他の範と認められたもの</p> <p>ウ 災害等事故現場において応急対策活動を適切に行い、警察の信頼を高めたもの</p> |
| 警衛・ 警護警 備活動 | 警衛・警護警備 | A | 61 ～ 70 | <p>ア 直訴、暴行等の不穏行動者を事前に発見し、身をもつて防止して身の安全を期し、警衛・警護の万全を図つたもの</p> <p>イ 対象者乗車の列車又は自動車の進行上妨害となる事象を事前に発見し、適切な処置により警衛・警護の万全を図つたもの</p> <p>ウ 警衛・警護警備上重要な情報を入手し、不法事案等を未然に防止して警衛・警護の万全を図つたもの</p> |
| | | B | 30 ～ 60 | <p>交通事故等により交通の障害を生じたが、機敏な行動と適切な処置を行い、早期に回復を図り警衛・警護の万全に寄与したもの</p> |
| 警備活 動 | 情報収集 | A | 61 ～ 70 | <p>重要な警備情報を入手して、社会的反響の大きい不法事案を未然に防止し、又は被疑者の検挙に貢献するなど公共の安全と秩序の維持に抜群の功労があつたもの</p> |
| | | B | 30 ～ 60 | <p>警備情報を入手して、不法事案を未然に防止し、又は被疑者の検挙に貢献するなど公共の安全と秩序の維持に顕著な功労があつたもの</p> |
| | 治安警備 | A | 61 ～ 70 | <p>ア 大規模かつ極めて困難な治安警備に当たり、長期間にわたり用意周到及びちみつな諸対策を講じた結果、無事に警備の目的を達成するなど抜群の功労があつたもの</p> <p>イ 多衆の治安警備に当たり、積極果敢かつ適切に対処し、集団不法事案の主謀者等の被疑者を検挙するなど抜群の功労があつたもの</p> |
| B | | 30 | <p>多衆の治安警備に当たり、積極かつ適切に対処し、</p> | |

| | | | | |
|--------|----------|---|-------|---|
| | | | ～60 | 集団不法事案の被疑者検挙に結びつく捜査情報を収集するなど顕著な功労があつたもの |
| 補導更生 | 青少年の補導更生 | A | 61～70 | ア 積極的熱意をもって極めて悪質な問題少年又はこれらグループ等を発見し、これを解体するとともに関係機関等と連絡を密にし、長期間にわたって創意工夫により補導及び善導し多大の効果を収め、本人若しくは家族から感謝され、又は県民から賞賛され、警察の信頼を高めたもの イ 悪質な青少年を発見、処置するとともに積極的熱意と愛情をもって長期間にわたり身をもって、あらゆる困難とたたかい、補導及び善導した結果相当の効果を収めたもの |
| | | | 30～60 | ア 積極的熱意のもとに問題少年及びこれらのグループ等を発見、報告するとともに関係機関等と緊密な連絡の上、補導態勢の確立等に貢献したもの イ 適切な処置により青少年の補導に精励し、更生せしめ、本人、家人等から感謝され、相当効果を収めたもの |
| | 犯罪者更生 | A | 61～70 | 相当長期間自発的に私財を投じ、又は精神的援助により、刑余者の補導、更生活動等に尽力し、多大の効果を収め、本人、家族等から感謝されたもの |
| | | | 30～60 | 刑余者の補導、更生活動等に精励し、相当の効果を収め本人、家族等から感謝されたもの |
| 警察業務貢献 | 事務改善その他 | | 30～85 | ア 警察業務の運営に必要な事務について、積極的着想又は創意工夫によつて能率的事務の改善、制度、施設等の改善等に特に功労があると認められるもの イ 積極的な熱意のもとに防犯処置を講じたため、犯罪の発生が著しく減少したという具体的効果が現われたもの ウ 職務を通じて調査研究したもので、警察業務の運営上有効な発明、発見に努力し、功績があると認められたもの エ その他事務処理、職務の遂行等を積極的に行つて警察業務の運営に貢献し、十分に功労があると認められるもの |
| | 事故防止 | A | 61～85 | 各種事故防止に積極的な熱意と創意工夫によつて諸施策を講じ、その結果、長期間にわたり無事故を維持し、警察の信頼を高め、警察業務の運営上特に著しい功労があると認められたもの |

| | | | | |
|--------|--------------|---|---------------|---|
| | | B | 30 ～ 60 | ア 各種事故防止のため積極的着想又は創意工夫により諸施策を講じ、年間無事故を維持し、警察業務の運営上特に功労があると認められたもの イ その他各種事故防止に積極的な取組を行って警察業務の運営に貢献し、十分に功労があると認められるもの |
| 善行 | 善行その他 | A | 61 ～ 80 | ア 長期間にわたる積極的奉仕行為により県民の願望等を解決し、処遇の適切を図り警察の信頼を高めたもの イ 自発的に相当長期間にわたり生活困窮者の救護に万全の処置をとり、被救護者又は県民から特に賞賛されたもの |
| | | B | 30 ～ 60 | ア 適切な救護処置により困窮者、病人、自殺のおそれある者、迷子等を救護し、被救護者等民衆に大きな感銘を与えたもの イ その他適切な処遇により県民に深い感銘、感謝を与えたもの |
| 勤務成績優良 | 実務成績 | A | 85 | 総合成績優良者 |
| | | B | 41 ～ 85 | 職務に精励し、その成績が優良で、他の警察職員の範となるもので、表彰価値が十分であると認められるもの |
| | 研修成績 | | 41～80 | ア 警察大学校警部任用科、管区警察学校警部補任用科、同巡査部長任用科、同専科、県警察学校初任科、初任補修科、専科等の研修成績が特に優秀と認めたもの イ 委託学生中、卒業成績が特に優秀と認めたもの ウ 各種講習、術科訓練等の成績が抜群で表彰の価値があると認められたもの |
| | 永年勤続 | | 85 | 20年以上勤続し、品行方正で職務に精励し、特に功労顕著なもの |
| 一般人の協力 | 逮捕協力 | A | 61 ～ 90 | 社会的に注目をひく事件の被疑者を現行犯として自ら逮捕し、又は凶器等を所持する凶悪犯人逮捕に当たり自己の生命又は身体の危険を顧みず積極的に警察に援助協力したもの |
| | | B | 30 ～ 60 | 社会的に重要な事件の犯人の所在を申告し、又は自己の生命又は身体の危険をも顧みず被疑者の逮捕について警察に協力し、功労が認められるもの |
| | 人命救助 災害活動 | A | 61 ～ 90 | ア 自己の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある状況下において、積極果敢な行動により人命を救助したもの |

| | | | |
|-------|-----------|---------------------------|---|
| | | | イ 大規模な災害等に際し、困難な状況下において警察活動に積極的に協力し、特に顕著な功労があると認められるもの |
| | | B | 30 ～ 60 ア 積極機敏な措置により人命を救助したもの イ 災害等に際し、警察活動に積極的に協力したもの |
| | 警察業務への協力 | 30～90 | ア 防犯、交通その他警察協力団体又は個人で防犯、交通その他の警察業務の運営及び警察活動の各般に協力して著しい功労があると認められるもの イ 警察庁舎、敷地その他施設上の改善等について著しく好意的かつ善意的な協力をしたもの ウ 治安一般の重要情報を提供して協力したもの エ 警察業務に貢献ある事務改善、調査、研究その他理化学施設等を通じて協力したもの |
| 効果 | 社会的反響信頼高揚 | A | 10 事案が異例で、社会全般の注目を受け、その反響が全国に及びこれを解決処理し警察の信頼を最高度に高揚したもの |
| | | B | 9 特異事案として社会の注目を受け、その反響が近県全般に及び本県警察の信頼を著しく高揚したもの |
| | | C | 8 社会の注目を浴びた事案の解決により県内一般に警察の信頼を高揚したもの |
| | | D | 7 その署管内及び関係市町村部民間において大いに警察の信頼を高めたもの |
| | | E | 5 関係者間において、特にその功労を賞賛感謝され警察の信頼を高めたもの |
| 加點 | 外国人関係 | A | 18 外国人が多数関係していたため、事案解決に著しく困難を期したもの ～ 20 |
| | | B | 15 外国人が首謀者として関係していたため、事案解決に相当な困難を期したもの ～ 17 |
| | | C | 11 外国人が関係し、又は介入していたため、事案解決に困難があつたもの ～ 14 |
| | 期間 | A | 5 犯罪の規模態様が複雑で、捜査に専門的技術を要し、3か月以上解決に専従したもの |
| | | B | 3 犯罪の規模性質が複雑で、捜査に著しく困難を要し、1か月以上解決に専従した者 |
| | | C | 1 捜査が困難を極め10日以上解決に専従したもの |
| 地理的条件 | A | 5 捜査の範囲が管区外に及び採証、逮捕に非常に困難 | |

| | | | | |
|--|---------|-----|---|--|
| | | | を伴ったもので裏付けのあるもの | |
| | | B | 4 | 捜査の範囲が管区内であるが交通機関、通信連絡等に困難を伴ったと認められたもの |
| | | C | 3 | 県内又は隣接都県の捜査範囲であるが、交通機関、通信連絡等の不便を克服して目的を達成したものの |
| | 天候による労苦 | 1~2 | 酷暑、厳寒、豪雨等の長時間に及ぶ悪条件に身をさらして肉体的労苦に屈せず積極的に事案処理に当たったもの | |
| | 指揮 | 1~2 | 捜査及び事故現場における指揮に当たり、卓越した手腕と判断により極めて有効適切な措置を行ったもので、客観的に優れていると認められたもの | |
| | 早期解決 | 1~5 | 極めて積極的熱意をもって有効適切に事に当たった結果、複雑難解な事案を著しく早期に解決したものの | |
| | 被疑者逮捕数等 | 1 | 共犯及び多数人による犯罪を除き、2人以上逮捕し、又は救助した場合は1人を増すごとに | |
| | 余罪解決 | 2 | ア 否認している被疑者等を苦心して余罪を割り出した場合で重要凶悪事件(傷害の場合は10日以上)1件を増すごとに イ 刑法犯、特別法犯等10件を増すごとに | |
| | 平素の勤務成績 | 1~5 | 平素の勤務成績が特に優良なもの | |
| | 特別 | 1~5 | そのときの重点的推進目標である事案について功労があつたとき、又は一般人の協力の状況、職務完遂の程度よりみて功労事実の評定上特に考慮する必要があると認めた場合 | |

備考 功労内容の評価がこの基準表により難しいときは、個々に審査の上、決定する。

別表第2(第7関係)

副賞額基準表

| 表彰種別 | | 副賞額 | | 備考 | |
|------|----|----------|----------|--|----------|
| | | 個人 | 部署団体 | | |
| 本部長賞 | 賞詞 | 5,000円以内 | | 総合点数が高く功労が著しい場合又は必要がある場合は、副賞額を5倍までに増額することができる。 | |
| | 賞状 | | 5,000円以内 | | |
| | 賞誉 | 1級 | 2,000円以内 | | 3,000円以内 |
| | | 2級 | | | |

| | | | | |
|--|---------------------|--------------|--------------|--|
| | | 1,000 円以内 | | |
| | 感謝 状 | 2,000 円以内 | 5,000 円以内 | |
| | 部長賞等 | 1,000 円以内 | 3,000 円以内 | |
| | 学校長賞 課長賞等 署長賞 | 1,000 円以内 | 2,000 円以内 | |

第1号様式(第2関係)

表彰決裁簿(事件検挙関係)

[別紙参照]

第2号様式(第2関係)

表彰決裁簿(人命救助活動等関係)

[別紙参照]

第3号様式(第2関係)

表彰決裁簿(補導更生関係)

[別紙参照]

第4号様式(第2関係)

表彰決裁簿(警察業務貢献等関係)

[別紙参照]

第5号様式(第2関係)

表彰決裁簿(一般人の協力関係)

[別紙参照]

第6号様式(第2関係)

表彰状

[別紙参照]

第7号様式(第2関係)

賞

[別紙参照]

第7号様式の2(第3関係)

即賞上申書

[別紙参照]

第8号様式(第3関係)

表彰上申書(事件検挙関係)

[別紙参照]

第9号様式(第3関係)

表彰上申書(人命救助活動及び災害警備活動関係)

[別紙参照]

第10号様式(第3関係)

表彰上申書(警衛・警護警備活動及び警備活動関係)

[別紙参照]

第11号様式(第3関係)

表彰上申書(補導更生関係)

[別紙参照]

第12号様式(第3関係)

表彰上申書(別紙)

[別紙参照]

第13号様式(第4関係)

優秀警察職員表彰上申書

[別紙参照]

第 14 号様式(第 4 関係)

永年勤続優良警察職員表彰上申書
[別紙参照]

第 15 号様式(第 4 関係)

退職警察職員の表彰上申について
[別紙参照]

第 16 号様式(第 4 関係)

綜合成績優良警察職員表彰上申書
[別紙参照]

第 17 号様式(第 5 関係)

賞(部長賞等)
[別紙参照]

第 18 号様式(第 6 関係)

賞(警察学校長賞)
[別紙参照]

第 19 号様式(第 7 関係)

賞(課長賞等及び警察署長)
[別紙参照]

別図(第 8 関係)

[別紙参照]

第1号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

表彰決裁簿（事件検挙関係）

| 本部長 | 警務部長 | 監察官室長 (市警察部長、 方面本部長) | 監察官(副部長、 副本部長) | 室長代理 | 担当代理 (担当管理官) | 室(部)員 | |
|---|-----------|----------------------------|--|------------------|-----------------|--------------|----------------|
| | 主管部長 | 参事官 | 主管課長 | 主管課長代理 | 課 | 員 | |
| 功 勞 (業 績) の 概 要 | | | | 被 上 申 者 (団 体) | | | |
| 伺い 功勞内容を審査した結果は下表のとおりですから 授与されてはいかがですか | | | | | | | |
| 審 査 項 目 | 最 高 点 | 評 定 基 準 | | 審 査 項 目 (加 点) | 最 高 点 | 評 定 基 準 | |
| | | 主 管 課 点 数 | 監 察 官 室 点 数 | | | 主 管 課 点 数 | 監 察 官 室 点 数 |
| 現 行 犯 逮 捕 | 70 | | | 外 国 人 関 係 | 20 | | |
| 職 務 質 問 に よ る 逮 捕 | 70 | | | 社 会 的 反 響 | 10 | | |
| 鑑 識 活 動 | 70 | | | 期 間 | 5 | | |
| そ の 他 の 逮 捕 | 捜 査 の 端 緒 | 20 | | 地 理 的 条 件 | 5 | | |
| | 捜 査 の 経 緯 | 20 | | 天 候 に よ る 労 苦 | 2 | | |
| | 逮 捕 の 状 況 | 20 | | 指 揮 | 2 | | |
| 罪 質 (被 害 の 程 度) | 10 | | | 早 期 解 決 | 5 | | |
| 被 害 の 回 復 | 10 | | | 特 別 加 点 | 5 | | |
| 計 (A) | | | | 計 (B) | | | |
| 被 疑 者 逮 捕 数 | 人 員 点 数 | | 注 1 合計点数81点以上を(賞詞)賞状とする。 2 共犯及び多数人による犯罪を除き、2人以上逮捕し、又は救助した場合は1人を増すごとに1点を加える。 3 否認している被疑者等の余罪を苦心して割り出した場合、重要凶悪事件(傷害の場合は10日以上)1件を増すごとに2点を加える。 4 刑法犯、特別法犯等10件を増すごとに2点を加える。 | | | | |
| | 件 数 点 数 | | | | | | |
| 余 罪 解 決 件 数 | | | | | | | |
| 計 (C) | | | | | | | |
| 合 計 点 数 (A) + (B) + (C) | | 点 | 点 | | | | |
| 表 彰 種 別 | | | | 表 彰 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 上 申 部 署 名 | | | | | | | |
| 監 察 官 室 受 付 (市警察部、方面本部受付) | 年 月 日 | | 備 考 | | | | |
| | | | | | | | |

第3号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

表彰決裁簿（補導更生関係）

| 本部長 | 警務部長 | 監察官室長 (市警察部長、 方面本部長) | 監察官(副部長、 副本部長) | 室長代理 | 担当代理 (担当管理官) | 室(部)員 | |
|---|-------------|----------------------------|-------------------|------------------|-----------------|---------|------|
| | 主管部長 | 参事官 | 主管課長 | 主管課長代理 | 課 員 | | |
| 功 勞 (業 績) の 概 要 | | | | 被 上 申 者 (団 体) | | | |
| 伺い 功勞内容を審査した結果は下表のとおりですから 授与されてはいかがですか | | | | | | | |
| 審 査 項 目 | 最 高 点 | 評 定 基 準 | | 審 査 項 目 (加 点) | 最 高 点 | 評 定 基 準 | |
| | | 主管課 | 監察官室 | | | 主管課 | 監察官室 |
| | | 点 数 | 点 数 | | | 点 数 | 点 数 |
| 青少年の補導更生 | 70 | | | 社 会 的 反 響 | 10 | | |
| 犯 罪 者 更 生 | 70 | | | 地 理 的 条 件 | 5 | | |
| | | | | 期 間 | 5 | | |
| | | | | 平 素 の 勤 務 成 績 | 5 | | |
| | | | | 特 別 加 点 | 5 | | |
| 計 (A) | | | | 計 (B) | | | |
| 合 計 点 数 (A) + (B) | | 点 | 点 | 表 彰 種 別 | | | |
| 表 彰 年 月 日 | | 年 月 日 | | 上 申 部 署 名 | | | |
| 監 察 官 室 受 付 (市警察部、方面本 部受付) | | 年 月 日 | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |

第4号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

表彰決裁簿（警察業務貢献等関係）

| 本部長 | 警務部長 | 監察官室長 (市警察部長、 方面本部長) | 監察官(副部長、 副本部長) | 室長代理 | 担当代理 (担当管理官) | 室(部)員 | |
|---|-------|----------------------------|-------------------|------------------|-----------------|---------|---------|
| | 主管部長 | 参事官 | 主管課長 | 主管課長代理 | 課員 | | |
| 功 労 (業 績) の 概 要 | | | | 被 上 申 者 (団 体) | | | |
| 伺い 功労内容を審査した結果は下表のとおりですから 授与されてはいかがですか | | | | | | | |
| 審 査 項 目 | 最 高 点 | 評 定 基 準 | | 審 査 項 目 (加 点) | 最 高 点 | 評 定 基 準 | |
| | | 主 管 課 | 監 察 官 室 | | | 主 管 課 | 監 察 官 室 |
| | | 点 数 | 点 数 | | | 点 数 | 点 数 |
| 事務改善その他 | 85 | | | 社会的反響 | 10 | | |
| 事故防止 | 85 | | | 平素の勤務成績 | 5 | | |
| 実務成績 | 85 | | | 特別加点 | 5 | | |
| 研修成績 | 85 | | | | | | |
| 永年勤続 | 85 | | | | | | |
| 善行その他 | 80 | | | | | | |
| 計 (A) | | | | 計 (B) | | | |
| 合 計 点 数 (A) + (B) | | 点 | 点 | 表 彰 種 別 | | | |
| 表 彰 年 月 日 | | 年 月 日 | | 上 申 部 署 名 | | | |
| 監 察 官 室 受 付 (市警察部、方面本部受付) | | 年 月 日 | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |

第5号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

表彰決裁簿（一般人の協力関係）

| 本部長 | 警務部長 | 監察官室長（市警察部長、方面本部長） | 監察官（副部長、副本部長） | 室長代理 | 担当代理（担当管理官） | 室（部）員 | |
|---|-------|--------------------|---------------------------|------------------|-------------|--------------|---------------------------|
| | 主管部長 | 参事官 | 主管課長 | 主管課長代理 | 課 員 | | |
| 功 労（業 績）の 概 要 | | | | 被 上 申 者（団 体） | | | |
| 伺い 功労内容を審査した結果は下表のとおりですから を授与されてはいかがですか | | | | | | | |
| 審 査 項 目 | 最 高 点 | 評 定 基 準 | | 審 査 項 目 (加 点) | 最 高 点 | 評 定 基 準 | |
| | | 主 管 課 点 数 | 監 察 官 室（市警察部、方面本部） 点 数 | | | 主 管 課 点 数 | 監 察 官 室（市警察部、方面本部） 点 数 |
| 逮 捕 協 力 | 90 | | | 社 会 的 反 響 | 10 | | |
| 人 命 救 助 | 90 | | | 特 別 加 点 | 5 | | |
| 災 害 活 動 | 90 | | | | | | |
| 防 犯 交 通 協 力 | 90 | | | | | | |
| その他の警察業務運営協力 | 90 | | | | | | |
| 計(A) | | | | 計(B) | | | |
| 合 計 点 数 (A)+(B) | | 点 | 点 | 表 彰 種 別 | | | |
| 表 彰 年 月 日 | 年 月 日 | | 上 申 部 署 名 | | | | |
| 監 察 官 室 受 付 (市警察部、方面本部受付) | | 年 月 日 | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |

第6号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格A3横長型）

| |
|---------------------|
| 表彰状 |
| 所属 |
| （部外者の場合は住所） |
| 官職氏名（又は部署名） |
| （部外者の場合は氏名又は団体名殿） |
| 君は（又は貴〇〇は）…………… |
| ……………（功労内容）……………である |
| ここにこれを表彰する |
| 年月日 |
| 神奈川県警察本部長 |
| 氏名 印 |

- 備考 1 用紙は白紙を用い、必要により花模様（金色又はねずみ色）の縁飾りを付けることができる。
- 2 部外者の場合の住所は、省略することができる。

第7号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

| | | | | | | | | | | |
|---|--------|-------------|-------------------------|-------------------|-----------------|-------------------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 賞 | 所 属 | （部外者の場合は住所） | 官 職 氏 名（又は部署名） | （部外者の場合は氏名又は団体名殿） | 君は（又は貴○○は）…………… | …………… （功労内容）……………である | ここにこれを表彰する | 年 月 日 | 神奈川県警察本部長 | 氏 名 印 |
|---|--------|-------------|-------------------------|-------------------|-----------------|-------------------------|------------|-------------|-----------|-------------|

- 備考 1 用紙は、白紙を用い、必要により花模様（金色又はねずみ色）の縁飾りを付けることができる。
- 2 部外者の場合の住所は、省略することができる。

第7号様式の2（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

発第 号

年 月 日

警察本部長 殿

（所属） 長

即 賞 上 申 書

| | |
|----------------------------|--|
| 所属・係・階級 氏名・年齢 (職員番号) | |
| 功労年月日・場所 | |
| 功 労 の 概 要 | |
| 備 考 | |

第8号様式（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

表彰上申書（事件検挙関係）

| | | | | | |
|--------------|--|----------------|---|--|---------|
| 団体表彰 | 種別 | | 団体名 | | |
| 個人表彰 | 賞詞 賞誉級 | 署・課・隊 署・課・隊 | 係階級 係階級 | 氏名（歳） 氏名（歳） (職員番号) 14条抵触有・無 (職員番号) 14条抵触有・無 | |
| 件名 | | | | | |
| 事案の概要 | | | | | |
| 団体の功労又は業績の内容 | | | | | |
| 個人の功労又は業績の内容 | | | | 2名以上の場合は功労の割合 | |
| 功労期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 (か月余) | | | | |
| 功労区域 | | | | | |
| 捜索箇所 | ほか 箇所 (うち県外 箇所) | | | | |
| 押収物品 | 等 点 | | | | |
| 検挙 | 検挙名 (法人) (逮捕名、任意名、補導名) (成人名、少年名) | | | | |
| 処分 | 起訴名 起訴猶予名 不処分名 審判中名 不開始名 少年院名 保護観察名 懲役年～年名、罰金 万円～ 万円名 | | | | |
| 主な適用法令 | | | | | |
| 被害状況等 | 総件数 件 円相当 (現金 件 円・物品 件 円相当) 送致 件 (既届 件、未届 件) | | | | |
| 被害回復 | 円 (%) | | | | |
| 主な被疑者 | 住居 職業 前科前歴 氏名 歳 ほか 名 (うち暴力団 名 団体名) | | | | |
| 主な被害者 | 住居 職業 氏名 歳 ほか 名 | | | | |
| 功労評価上参考となる事項 | (表彰審査基準のほか、特に評価すべき事項 (例 新たな捜査手法、警察活動等の開拓、行政上の効果、内外に与えた影響等)) | | | | |
| 報告等 | 部長会議 月 日 公安委員会 月 日 警察庁 月 日 管区 月 日 他の受賞 | 捜査体制 | 構成員及び人員 応援課 (隊) 及び人員 捜査本部等設置 年 月 日 | 参考資料 | その他補充事項 |

第9号様式（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

表彰上申書（人命救助活動及び災害警備活動関係）

| | | | | | |
|------------------|--|--|------------------|--|---------------------------------|
| 団 体 表 彰 | 種別 | | 団体名 | | |
| 個 人 表 彰 | 賞詞 賞誉 | 署・課・隊 級 署・課・隊 | 係 階級 係 階級 | 氏 名 (歳) (職員番号) 14条抵触有・無 氏 名 (歳) (職員番号) 14条抵触有・無 | |
| 件 名 | | | | | |
| 事案の概要 | | | | | |
| 団体の功労又は業績の内容 | | | | | |
| 個人の功労又は業績の内容 | | | 2名以上の場合は功労の割合 | | |
| 天災、事変又は事故等の範囲、規模 | | | | | |
| 功労場所又は区域 | | | | | |
| 被害状況等 | 総死傷者数 名 (死者数 名、負傷者数 名) 家屋損壊数 家屋 (全壊 家屋、半壊 家屋) その他物件損壊状況 | | | | |
| 功 勞 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 (日間) | | | | |
| 被 救 助 者 | 住居 職業 氏名 歳 ほか 名 | | | | |
| 警 備 体 制 | 管轄署、構成署警備体制 機動隊、特別機動隊の受援体制 総出動人員 名 (1日当たり 名、全署員に対する動員割合 %) | | | | |
| 功勞評価上参考となる事項 | (表彰審査基準のほか、特に評価すべき事項 (例 被保護者の現状、警備結果に基づく現状等)) | | | | |
| 報 告 等 | 部長会議 月 日 公安委員会 月 日 警察庁 月 日 管区 月 日 | 警 察 庁 ・ 管 区 の 評 価 等 | 評 価 表彰の受賞 | 参 考 資 料 | そ の 他 補 充 事 項 |

第10号様式（第3関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

表彰上申書（警衛・警護警備活動及び警備活動関係）

| | | | | | |
|--------------|---|----------------------|------------------|--|---------------|
| 団 体 表 彰 | 種別 | | 団体名 | | |
| 個 人 表 彰 | 賞詞 賞誉 | 署・課・隊 係 級 署・課・隊 係 | 階級 氏 名 階級 氏 名 | (歳) (職員番号) 14条抵触有・無 (歳) (職員番号) 14条抵触有・無 | |
| 件 名 | | | | | |
| 事 案 の 概 要 | | | | | |
| 団体の功労又は業績の内容 | | | | | |
| 個人の功労又は業績の内容 | | | 2名以上の場合は功労の割合 | | |
| 警衛・警護対象者等 | | | | | |
| 功労場所又は区 域 | | | | | |
| 警備警戒対象の範囲、規模 | | | | | |
| 功 勞 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 (日間) | | | | |
| 警 備 体 制 | 管轄署、構成署警備体制 機動隊、特別機動隊等の受援体制 総警戒人員 名 (1日当たり 名、全署員に対する動員割合 %) | | | | |
| 功勞評価上参考となる事項 | (表彰審査基準のほか、特に評価すべき事項(例 極左、右翼等の検挙関係、踏襲できない新たな警備計画、手法、関係機関との連携等)) | | | | |
| 報 告 等 | 部長会議 月 日 公安委員会 月 日 警察庁 月 日 管区 月 日 | 警 察 庁 ・ 管 区 の 評 価 等 | 評 価 表彰の受賞 | 参 考 資 料 | そ の 他 補 充 事 項 |

第11号様式（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
表彰上申書（補導更生関係）

| | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------------|-------------|-------------------|---------------|---------------|--------|----------|
| 団 体 表 彰 | 種別 | | 団体名 | | | | |
| 個 人 表 彰 | 賞詞 賞誉 | 署・課・隊 級 | 係 階級 係 階級 | 氏 名 氏 名 | (歳) (歳) | (職員番号) | 14条抵触有・無 |
| 件 名 | | | | | | | |
| 事案の概要 | | | | | | | |
| 団体の功労又は業績の内容 | | | | | | | |
| 個人の功労又は業績の内容 | | | | 2名以上の場合は功労の割合 | | | |
| 功 労 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 (か月余) | | | | | | |
| 功 労 区 域 | | | | | | | |
| 補導、更生対象者、解体グループ等 | 対象者 氏名 | 年齢 歳 | 職業 | ほか 名 | | | |
| | グループ数 | グループ人員 | 名 (男 名、女 名) | (成人 名、少年 名) | | | |
| | 非行補導歴、前科等の有無 (有 名、無 名) | | | | | | |
| 対象者の現状 | | | | | | | |
| 関係機関等との具体的連携状況 | | | | | | | |
| 功労評価上参考となる事項 | (表彰審査基準のほか、特に評価すべき事項 (例 関連事件検挙実績等)) | | | | | | |
| 報 告 等 | 部長会議 月 日 | 補 導 等 の 体 制 | 人員 応援課及び人員 | 参 考 資 料 | そ の 他 補 充 事 項 | | |
| | 公安委員会 月 日 | | | | | | |
| | 警察庁 月 日 | | | | | | |
| | 管区 月 日 | | | | | | |
| | 他の受賞～ | | | | | | |

第13号様式（第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

優秀警察職員表彰上申書

（所属名） _____

| 所 属 | 課・係名 | 階 級 | ふりがな氏名 | | 生年月日 | 採用年月日 | 勤続年数 | 勤務評定 | | |
|--------------------|--------------|--------|--------|----|-------------|-------------|--------|------|---|--|
| | | | 職員番号 | | | | | 年 | 年 | |
| | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 | 年 | 年 | |
| (1) 功労の概要 | | | | | | | | | | |
| (2) 性格、素行、平素の勤務状況等 | | | | | | | | | | |
| (3) 受賞状況 | 本部長賞詞 | | | | | 本部長賞誉 | | | | |
| | 総合優良 | 永年勤続 | 検挙その他 | 合計 | 検挙 | 無事故その他 | 合計 | | | |
| | 本部長内賞 | | | | | 知事 | | | | |
| | 検挙 | 無事故その他 | 合計 | | 知事褒賞 | | | | | |
| | | | | | 功績 | 業績 | 無事故 | 研究 | | |
| | 知事 | | | | | 警友会長 | | | | |
| | 知事褒賞特別 | 永年勤続 | その他 | 合計 | 個人功労 | その他 | 合計 | | | |
| | 公安委員会 | | | | | 部外者 | | | | |
| | 優秀警察職員 | その他 | 合計 | | 感謝状 | 表彰状 | その他 | 合計 | | |
| | (4) 懲戒処分、休職等 | 懲戒処分 | | | | | 休職 | | | |
| 処分年月日 | | 処分理由 | 種類 | | 傷病名 | 期間 | | | | |
| | | | | | | | | | | |

備考 1 (1)の功労の概要欄にあっては、それぞれの評価期間中の功労概要を簡記すること。
 2 (3)の受賞状況欄にあっては、神奈川県警察職員情報総合管理システムのサーバに記録された人事に関するデータの個人表彰の数のみを右欄に記入すること。

第14号様式（第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

永年勤続優良警察職員表彰上申書

〔 〕 年勤続優良警察職員〔 警察官 〕
〔 一般職員 〕

（所属名） _____

| 整理 番号 | 階 級 | 氏 名 職 員 番 号 | 採 用 年 月 日 勤 続 年 数 | 担 当 者 | | 特 別 事 由 | 懲 戒 処 分 歴 | 警 電 | 20年勤続表彰 受 賞 歴 |
|----------|-----|----------------|----------------------|---------|-----|---------|-----------|-----|------------------|
| | | | | 生 年 月 日 | 性 別 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |
| | () | | 年 月 日 | 年 月 日 | 男 | | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 | | 女 | | | | |

第16号様式（第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

総合成績優良警察職員表彰上申書

警 察 署

| | | | |
|--|-----------------------------|---|-----|
| 課 ・ 係 名 | 階 級 | | 歳 |
| | 氏 名 | | |
| | 職 員 番 号 | | |
| 採 用 年 月 日 及 び 勤 続 年 数 | 当署配置換年月日 及 び 当 署 勤 務 年 数 | | 順 位 |
| 勤 務 評 定 | 年 | 年 | |
| 過 去 に お け る 表 彰 状 況 | | | |
| 過 去 に お け る 懲 戒 処 分 状 況 (訓戒も含む。) | | | |
| 功 勞 の 概 要 | | | |
| 参 考 事 項 | 本年勤務評定 予 定 評 価 | | |

備考 参考事項欄には、家庭の状況、性質、素行等表彰上の参考事項を記載すること。

第17号様式（第5関係）

賞（部長賞等）

| | | | | | | | | |
|----|----------------|-----|-----------|-------------------------------|----------------------------|------|----|---|
| 氏名 | 神奈川県警察（本部）○○部長 | 年月日 | ここにこれを賞する | 君は（又は貴○○は）……… （功労内容）………である | （団体の場合は部署又は部署の課、 係等の名称） | 官職氏名 | 所属 | 賞 |
|----|----------------|-----|-----------|-------------------------------|----------------------------|------|----|---|

- 備考 1 用紙は、白紙を用いるものとし、必要により縁飾りを付けることができる。
- 2 用紙の規格は、次のとおりとする。
- (1) 団体に対する表彰は、日本産業規格A 3横長型を用いるものとする。
 - (2) 個人に対する表彰は、日本産業規格A 4横長型を用いるものとする。

第18号様式（第6関係）

賞（警察学校長賞）

| | | | | | | | | | |
|---|--------|------------------|----------------------------|-----------------|-------------------------|-----------|-------------|---|-------------|
| 賞 | 所 属 | 官 職 氏 名 | （団体の場合は部署又は部署の 課、係等の名称） | 君は（又は貴〇〇は）…………… | …………… （功労内容）……………である | ここにこれを賞する | 年 月 日 | 神 奈 川 県 警 察 学 校 長 | 氏 名 印 |
|---|--------|------------------|----------------------------|-----------------|-------------------------|-----------|-------------|---|-------------|

- 備考 1 用紙は、白紙を用いるものとし、必要により縁飾りを付けることができる。
- 2 用紙の規格は、次のとおりとする。
- (1) 団体に対する表彰は、日本産業規格A 3横長型を用いるものとする。
 - (2) 個人に対する表彰は、日本産業規格A 4横長型を用いるものとする。

第19号様式（第7関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

賞（課長賞等及び警察署長賞）

| | | | | | | | | |
|---|--------|------------------|----------------------------|-----------------|-------------------------|-----------|-------------|---------------------------------|
| 賞 | 所 属 | 官 職 氏 名 | （団体の場合は部署又は部署の 課、係等の名称） | 君は（又は貴〇〇は）…………… | …………… （功労内容）……………である | ここにこれを賞する | 年 月 日 | 神奈川県（警察本部）〇〇（署）長 氏 名 印 |
|---|--------|------------------|----------------------------|-----------------|-------------------------|-----------|-------------|---------------------------------|

備考 用紙は、白紙を用いるものとし、必要により縁飾りを付けることができる。

別図（第8関係）

警察本部長メダル

表面



裏面



- 備考 1 大きさは、直径 60 ミリメートル、厚さ 4 ミリメートルとする。
2 材質は、黄銅製とする。
3 塗色は、金色及び銀色とする。